

日ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP）交渉の妥結について

平成19年11月
経済産業省

- 日ASEAN包括的経済連携（AJCEP：ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership）交渉が妥結。日ASEAN首脳会合においてその旨が報告され、首脳の歓迎を受けた。来年中の発効を目指す。
- AJCEPは、世界で存在感を高めるASEAN地域全体（10カ国）と日本との経済連携を強化することを狙った日本にとっては初の多国間経済連携協定（EPA）。
- 二国間の経済連携協定および投資協定に加え、地域的な経済連携協定であるAJCEPが実現することで、日ASEAN地域は重層的な経済連携枠組みを持つこととなり、当地域の産業ネットワークの更なる充実が期待される。
- AJCEPの実現は、これまで日本が進めてきた東南アジア地域との経済連携の取り組みの集大成。更なる広域の経済統合に向けた大きな足掛かりの意味を持つ。

■ 日本とASEANとの経済連携協定（EPA）および投資協定（BIT）

- 日シンガポールEPA … 2002年11月発効、2007年改訂
- 日マレーシアEPA … 2006年7月発効
- 日タイEPA … 2007年11月発効
- 日フィリピンEPA … 2006年9月署名
- 日ブルネイEPA … 2007年6月署名
- 日インドネシアEPA … 2007年8月署名
- 日ベトナムEPA … 交渉中
- 日カンボジアBIT … 2007年6月署名
- 日ラオスBIT … 交渉中（大枠で合意）
- AJCEP … 交渉妥結（2008年発効目標）

【 日本とASEANとのEPA概要 】

1. 物品貿易

- 二国間EPAでは、相手国の実情に応じたテーラーメイドのEPAとすることにより、二国間貿易における高い水準の自由化を達成。
（相手国の自由化率（貿易額ベース）…署名済み6カ国平均98%）
- AJCEPにおける原産品の累積ルールにより、二国間EPAでカバーされない生産フローにおける自由化を実現。当地域の生産ネットワークを強化。

2. 投資・サービス

二国間EPAにおいて、（一部例外あり）

- 投資：投資許可段階における内国民待遇・最恵国待遇の付与
- サービス：製造業関連サービスを中心に国際約束であるGATS以上の約束を獲得したことを踏まえAJCEPで将来の地域レベル自由化交渉に向けた基盤を構築

3. 経済協力

各EPAにおいて各国のニーズに応じた協力を実施。

AJCEPにおいても知財等を中心とした包括的な協力に関する枠組みを規定。

1. ASEANとの経済連携の意義

(1) 総論

- ASEAN地域は、日本の貿易相手として、米国、中国に次いで第3位であり（貿易額18兆円（日本の貿易額全体の13%）（財務省貿易統計2006年）、高い成長を続ける世界の成長センター（2006年の経済成長率は約6%）。
- ASEAN地域には、日本企業が多額の投資を行ってきており（日本の対ASEAN直接投資残高6兆円（日本の対外直接投資残高の11%（2006年末））、日本からの投資先として米国、EUに次ぎ第3位。
- 東アジア地域では、ASEANを中心（ハブ）として日本、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランドがEPA/FTAを締結・交渉中であり、これら各国との産業競争の観点からもASEANとの経済連携強化は重要。

(2) 二国間EPAの意義

- 日本はこれまでASEAN各国とは、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、ブルネイ、インドネシアとの間で二国間EPAを締結。ベトナムと交渉中。
- 二国間EPAは、交渉相手国との貿易構造や産業実態に応じてテーラーメイドの協定をつくるのが可能であることから、高い水準の自由化が達成できる。（相手国の自由化率（協定発効から10年以内の関税撤廃率）（貿易額ベース）は、シンガポール100%、マレーシア99%、フィリピン97%、タイ97%、ブルネイ100%弱、インドネシア96%^(注)、6カ国平均は98%）

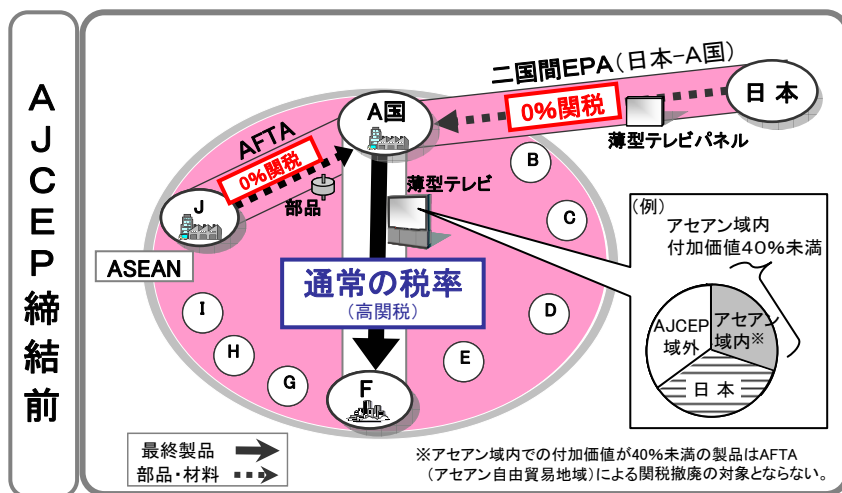
（注）鉄鋼の特定用途免税を含めた場合の数値

(3) 日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）の意義

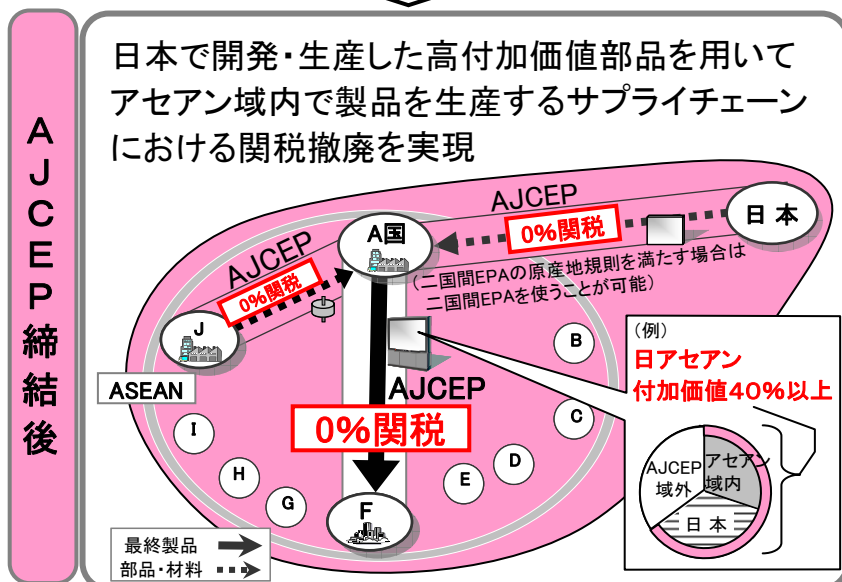
- AJCEPは、世界で存在感を高めるASEAN地域全体（10カ国）と日本との経済連携を強化することを狙った日本にとっては初の多国間経済連携協定。
- 1億5千万の人口を抱えるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）とは、我が国初の経済連携協定。
- AJCEPでは、日本及びASEAN域内の生産ネットワークを活性化するため、二国間EPAでカバーされない貿易の自由化^(注)を達成（電気・電子などはAJCEPのメリットを活かせる典型例）。
- AJCEPでは、日本及びASEAN域内における累積が認められ、幅広い材料調達において原産資格を得やすくなり、日本及びASEAN域内における物品のより円滑な流通が可能となる。また、ASEAN各国に対して共通の原産地規則を適用することは利便性の向上に資すると考えられる。
- AJCEP実現により日本は、今後の東アジアの経済連携の深化に主導的に貢献。ASEAN+6による包括的経済連携（CEPEA）の検討につながりうる大きなステップとなる。
- AJCEPによって日本のGDPは約1兆2,797億円増加するとの試算がある（平成19年度通商白書）。

(補足) 原産地規則の累積ルールについて

- 「累積」とは、締約国Aの原産品が締約国Bで生産される製品の材料として使用される場合に、その原産品が締約国Bの原産材料としてみなされることをいう。
- これまで日ASEAN地域には、ASEAN内のFTA(AFTA)のCEPT(共通効果特惠関税)および二国間EPAが存在するが、日本で高付加価値部品を開発・生産しASEAN域内で最終製品を生産・販売するフロー(薄型テレビが典型例)においては、これらAFTA・二国間EPAの原産地規則では原産性を得ることができず、貿易自由化のメリットを享受できないケースが生じる。
- AJCEPは地域協定として累積ルール(下記図解)が適用されるため、二国間EPAに比べ、原産品として認定されることがより容易となるとのメリットがある。



- 最終生産拠点(A国)へ部品を調達する貿易は、AFTA(CEPT協定)または二国間EPAの原産地規則(付加価値40%など)を満たす限りにおいて無税となる。
- しかしながら、A国から市場(F国)へ輸出する最終製品におけるASEAN域内の付加価値がCEPT協定の原産地規則を満たさない(付加価値40%未満)場合、通常の高関税率(高関税)となってしまふ。



- AJCEPには累積ルールがあることから、日本およびASEANで加えた付加価値の合計が40%を超えることで原産性を得ることが可能。
- AFTA(CEPT協定)および二国間EPAでは特惠関税のメリットを享受できなかったケースにおいて新たな貿易自由化の恩恵を受ける。

例えば、日本から輸出される電気・電子関連の高付加価値部品(例:薄型テレビパネル等部品(日本からASEANへの輸出額:16百億円(2006年)))を用いてASEAN域内で製造された製品がASEAN域内を無税で流通するようになる。また、日本から輸出される自動車ロックダウン部品等を用いて組み立てられた完成車やエンジンがASEAN域内を低関税で流通できるようになる場合もある。

2. ASEANとの経済連携の概要

日本とASEANとの経済連携協定（EPA）は物品貿易分野（FTA）のみならず、投資・サービス、経済協力など幅広い分野を含む包括的な協定。

1. 物品貿易分野

＜二国間EPA＞（自由化率：協定発効から10年以内の関税撤廃率）（貿易額ベース）

日シンガポールEPA（JSEPA）（発効済み）

- 日本側自由化率 … 95%
- シンガポール側自由化率 … 100%
- 先方が自由化した主な品目 … 全品目が無税

日マレーシアEPA（JMEPA）（発効済み）

- 日本側自由化率 … 94%
- マレーシア側自由化率 … 99%
- 先方が自由化した主な品目 … 完成車・自動車部品、鉄鋼製品、テレビ等家電製品

日タイEPA（JTEPA）（発効済み）

- 日本側自由化率 … 92%
- タイ側自由化率 … 97%
- 先方が自由化した主な品目 … 自動車部品、鉄鋼製品、テレビ等家電製品

日フィリピンEPA（JPEPA）

- 日本側自由化率 … 92%
- フィリピン側自由化率 … 97%
- 先方が自由化した主な品目 … 3000cc 超完成車、自動車部品、鉄鋼製品、テレビ等家電製品

日ブルネイEPA（JBEPA）

- 日本側自由化率 … 100%
- ブルネイ側自由化率 … 100%
- 先方が自由化した主な品目 … 完成車・自動車部品、テレビ等家電製品

日インドネシアEPA（JIEPA）

- 日本側自由化率 … 93%
- インドネシア側自由化率 … 90%（約96%※）
※ 鉄鋼の特定用途免税を含めた場合の数値
- 先方が自由化した主な品目 … 3000cc 超完成車・自動車部品、鉄鋼製品（自動車関連、電気・電子、エネルギー、建設機械の用途のもの）、テレビ等家電製品

<A J C E P>

A J C E Pにおける物品貿易自由化リスト（譲許表）は交渉によって定められた自由化方式（モダリティ）に沿って各国が対象品目を定め、どの締約国から輸入される場合でも等しく自国の譲許表に沿った税率が適用される（共通譲許方式）。

ASEAN側自由化概要

- ASEAN 6：輸入額および品目数の90%以上を10年以内に関税撤廃 等
- ベトナム：輸入額または品目数の90%以上を15年以内に関税撤廃 等
- CLM：輸入額または品目数の85%以上を18年以内に関税撤廃 等

注) ASEAN 6…ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ
CLM …カンボジア、ラオス、ミャンマー

注) 個々の品目の関税削減/撤廃スケジュールはそれぞれ異なる。(即時撤廃の品目等も多くある)

- 日本で高付加価値部品を生産し、ASEAN域内で製品に加工してASEAN域内に供給する生産ネットワーク構築が進展している電気・電子分野については、大部分の国で基本的に10年以内に関税撤廃。今後、同様のビジネスモデルを展開する日系企業の活動を円滑化。

- 薄型テレビ： ASEAN 7カ国で10年以内に関税撤廃
- 薄型テレビモジュール（薄型テレビパネルに部品を組み込んだもの）：

ASEAN 8カ国で10年以内に関税撤廃

(参考) ASEAN各国の現行関税率

	ブルネイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー
薄型テレビ	5%	15%	30%	15%	0%	20%	40%	15%	20%	15%
薄型テレビモジュール	5%	0%	5%	1%	0%	10%	3%	15%	10%	10%

日本側自由化概要

- ASEAN全体からの輸入額の93%以上にあたる品目を10年以内に関税撤廃
- ASEAN全体からの輸入額の92%以上にあたる品目を5年以内に関税撤廃
- ASEAN全体からの輸入額の90%以上にあたる品目を協定発効後即時に関税撤廃

原産地規則

- A J C E Pにおける原産地規則は、全締約国（11カ国）に等しく適用される共通原産地規則方式。
- 一般原則… 付加価値40%又は関税番号4桁変更(VA or CTH)（並存ルール）
- 上記一般原則を適用しない品目について、その特性に応じて個別品目別規則を設定。

2. 投資・サービス

我が国とASEANは単なる物品貿易のみならず幅広い事業ネットワークを構築しており、我が国企業の投資先国・地域における事業活動の促進および安定化を確保するよう、二国間EPAにおいて投資・サービスに関する約束を取り決めている。

投資

- 1980年代以降日系企業が特に多額の投資を行っているASEAN地域における「投資財産の保護」「投資の自由化」双方の観点から、各国実情に応じて二国間EPAで交渉。
- 結果、以下について約束。（一部、協定によって例外あり）
 - 投資保護：設立された投資財産の内国民待遇・最恵国待遇、収用（国有化）に対する補償、送金の自由、投資財産に対する公正かつ衡平な待遇 等
 - 投資自由化：投資許可についての内国民待遇・最恵国待遇、輸入額を輸出額との関係で制限する要求やローカルコンテンツ（現地調達比率）要求などのパフォーマンス要求の禁止 等

サービス

- 二国間EPAにおいて、ASEAN各国における我が国製造業のプレゼンスに関連づけ、「製造業への投資拡大のためには関連サービス分野においてレベルの高い自由化が重要」「現行法令の維持義務（スタンドスティール）による法的安定性の確保が投資拡大に重要」をメッセージとして交渉。
- 結果、一部の重要分野において、GATS（サービスの貿易に関する一般協定：General Agreement on Trade in Service）を上回る自由化水準の約束を獲得。
（例）
 - 卸・小売りサービスへの参入における資本規制緩和
 - 保守・メンテナンスサービスへの参入における資本規制緩和
 - コンピューター関連サービス（ハードウェア設置コンサルタント、ソフトウェア実行、データ処理等）への参入における資本規制緩和
- 二国間EPAにおいて上記のような約束を獲得したことを受け、また、ASEAN域内においても投資およびサービスに関する自由化の取り組み^(注)が今後本格化することを背景に、AJCEPにおいて将来の日ASEAN地域レベルの自由化交渉を約束。

(注) 投資は、ASEAN投資枠組協定（AIA）

サービスは、ASEANサービス枠組協定（AFAS）

3. その他分野

<二国間EPA>

日本と相手国の個別関係に応じ、幅広い分野においてテーラーメイドな規律・協力内容を設定。

- 知的財産
 - 知的財産権の適正な範囲の確保、権利の執行強化
 - 制度強化のための協議メカニズムを設置し協力を実施
- 税関手続き
 - 両国間の情報交換・協力の推進
- 競争政策
 - 自国における反競争行為への適切な措置
- ビジネス環境整備
 - 官民による勧告権を有する委員会の設置
 - 各国実情に応じた議題設定（例：電力品質の向上、ガス安定供給、模倣品対策 等）
- エネルギー（ブルネイ・インドネシア）
 - エネルギーや鉱物資源の安定供給に資する枠組みの提供（協議メカニズムの導入、新たな規制措置の際の通報等）
- 人の移動
 - 看護師・介護福祉士候補（フィリピン・インドネシア）、調理人（タイ）等の受入れ
 - 短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、指導員等の入国及び滞在許可
- 二国間協力
 - 貿易投資促進
 - 環境保全等に向けた協力
 - 分野別産業育成 等

<AJCEP>

日ASEAN地域共通の課題解決に向けた包括的な協力を約束。

- 知的財産分野・農林水産分野（違法伐採対策を含む）について、重要分野として附属書を設置。
- 具体的協力分野：
 - 貿易関連手続
 - 知的財産
 - 情報通信技術
 - 中小企業
 - 運輸・物流
 - 環境
 - ビジネス環境
 - エネルギー
 - 人材育成
 - 観光
 - 農林水産
 - 競争政策

その他、当地域のビジネス・投資環境整備に向け、日ASEAN間で以下を中心とした重点的な取り組みを実施。

- ASEAN共通投資環境構想
 - ASEAN地域統合の取組みへ投資家の評価視点を導入
 - 投資家の意見を反映させた政策立案プロセスの構築
- 国際物流競争力パートナーシップ
 - 産業界ニーズに応じたソフト・ハードインフラ整備
 - 輸出入通関手続き効率化に向けた協力
- ASEANブランドプロジェクト（一村一品支援活動の応用）
 - CLMVを中心としたアセアンの中小企業および地場産業の競争力強化による国際市場への参入支援

3. 東アジア地域の経済連携について

AJCEPをはじめとする「ASEAN+1」の協定が「ASEAN+6（ASEAN、日中韓印豪NZ）」を覆う形で完成することで、ASEANを中心とした地域ワイドのEPA/FTAの検討を更に進める上での前提が整うこととなる。

東アジア包括的経済連携（CEPEA）による自由化及び制度整備と、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）による域内格差是正を2つの柱と位置付け、東アジア経済統合を強力に推進。

(1) 東アジア包括的経済連携（CEPEA : Comprehensive Economic Partnership in East Asia）

- 2007年1月の東アジアサミットで日本からの提案に基づき、16か国の首脳が民間専門家研究会の立ち上げに合意。
- 東アジア包括的経済連携構想（CEPEA）は、ASEAN+6（ASEAN 10カ国と日中韓印豪NZ）の16カ国で、面としての包括的な経済連携協定を結び、自由で成熟した経済圏の構築を目指す構想。
- 地域的な生産ネットワークの更なる発展を目指すとともに、物品貿易のみならず、サービス、投資、知的財産等、広い内容をカバーすることで、自由かつ公正なルールに基づく市場経済の構築に資する。
- 今回の東アジアサミットではASEAN事務局長が研究の進捗状況を首脳に報告。来年検討研究結果について最終報告予定。

(2) 東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA : Economic Research Institute for ASEAN and East Asia）

- ERIAは、東アジア経済統合の深化、域内格差是正、持続的な経済成長のため、調査研究・政策提言を行う。東アジア16カ国の産学官の知識・ノウハウを結集して設立する、これまでにない新たな研究機関。
- 2007年1月の東アジアサミットで日本からの提案に基づき、今回のEASでERIA正式設立に合意。
- 物品貿易自由化のみならず、人材育成、インフラ整備、環境・エネルギーなど幅広い課題に対する地域一体となった取組の中核機関。
- ASEAN事務局や各国政府と密接に協力し、またビジネス界からのインプットも重視しながら、真に効果的な政策提言を目指す。

4. 補 足

1. A J C E P交渉の経緯および発効予定

- ・ 2003年10月 日ASEAN首脳会合で交渉の枠組みに合意
その後、交渉開始に向け準備
- ・ 2005年 4月 交渉開始
- ・ 2007年 5月 日ASEAN経済大臣会合で大枠合意（物品貿易の自由化枠組みについて原則合意）
- ・ 2007年 8月 日ASEAN経済大臣会合で大筋合意（物品貿易の自由化等の主要な部分について合意）
- ・ 2007年11月 交渉妥結（交渉会合を計12回開催）
- ・ 2008年発効目標

2. 二国間協定（二国間EPA）と地域協定（AJCEP）の関係について

- 日本と二国間EPAを締結したASEAN各国との間では、二国間EPAと地域EPAであるAJCEPの2つの協定が並存することとなる。（この度のAJCEP妥結によってこれまで締結してきた二国間EPAが消滅することはない。）
- 日本とASEAN各国との間の貿易において、二国間EPA・AJCEPどちらの協定が適用されるかは、当該輸出の際に取得する原産地証明書がどちらのものであるかに規定される。

（以上）